

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB組合に労働保険事務の処理を委託し、労災保険法第35条の規定に基づく第二種特別加入者として、労働者災害補償保険の適用を受けている者である。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、請求人の事務所前の植木鉢や砂、ブロック等の資材を片付けていたところ、転倒し、頭、腕、足等を打った（以下「本件災害」という。）という。請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「左手打撲傷、左前腕部打撲傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は本件災害が原因であって、業務上の事由による傷病であると主張するので、以下検討する。

(2) 特別加入者に係る業務上外の認定は、厚生労働省労働基準局長が定める基準によって行うこととされており（労働者災害補償保険法施行規則第46条の26）、同基準（昭和40年11月1日基発第1454号）によれば、本件のような建設業の一人親方等については、業務遂行性が認められる範囲については、次によることとされている。

① 請負契約に直接必要な行為を行う場合

② 請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

③ 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を、自家内作業場において行う場合

④ 請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業（手工具類程度のものを携行して通勤する場合を除く。）及びこれに直接附帯する行為を行う場合

⑤ 突発事故（台風、火災など）により予定外の緊急の出勤を行う場合

(3) 本件災害の発生状況についてみると、平成〇年〇月〇日労働基準監督署（以下「監督署」という。）受付の療養補償給付たる療養の給付請求書には、災害の原因及び発生状況として、平成〇年〇月〇日、警察が家に来て「事務所前においでいる植木、砂、ブロックを片付けて下さい。」と指示があり、片付け中につまずいて転んだ旨が記載されている。また、平成〇年〇月〇日に審査官が警察署交通課に確認した審理調書によれば、平成〇年〇月〇日であったか、警察から請求人に対し、「道路も狭いので事務所前の植木鉢や土嚢などを片付けるよう

に。」と指導した旨の内容が確認できる。

そうすると、仮に平成〇年〇月〇日に請求人が主張するように本件災害が発生したものであるとしても、本件災害は警察に注意されて行っていた片付け作業中に発生したものであり、当審査会は、当該作業が上記（２）の①から⑤のいずれの場合にも該当しないことから特別加入者としての業務遂行性は認められないものと判断する。

（４）なお、D医師が、平成〇年〇月〇日、監督署からの照会に対し、「請求人が平成〇年〇月〇日に右手と左前腕部を打撲した話は、平成〇年〇月〇日に請求人から初めて聞いたので、初診年月日を平成〇年〇月〇日と意見書に記載した。一般的に、平成〇年〇月〇日に右手等を打撲したとして、平成〇年〇月になって、打撲傷に対し何らかの治療が必要となる状況は考えにくい。私はおかしいと思い、レントゲン撮影を行ったが、骨に異常は見られなかった。明らかな外傷所見もなかった。」と述べていることに対して、請求人は、右手の痛みは本件災害によるものではなく、D医師の意見書には誤りがある旨主張しているが、この点、仮に請求人が主張するように、本件災害によって本件傷病が生じたのであったとしても、上記（３）のとおり、本件災害は特別加入者としての業務遂行性が認められない以上、本件傷病を業務上の事由によるものと認めることはできない。

（５）請求人のその余の主張について、改めて一件記録を精査するも、上記判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。